

アルバイトをしている私たちの権利について考えてみましょう！

問1、現代社会の教科書153ページのColumn私たちが労働基準法のイラストを見て【①】から【⑤】に入る語句を記入しなさい。

- ・アルバイト先のレストランで、この前うっかり皿を割ってしまった。「おまえのミスだから」と給料からその分を差し引かれた。これは労働基準法24条に【①】。24条は賃金を【②】支払われなければならないと定めており、【③】から差し引くことはできない。
- ・アルバイト先の工場で、上司に頼まれて残業したが、あとになって「そんなこと言ってない」と言われ、残業代をもらえなかった。これは労働基準法37条により、【④】は受け取れる。アルバイトの身分であっても労働者であり、【⑤】がある。

問2、次の【1】から【10】に入ることを現代社会の現代社会の教科書217ページを参考にしながら自分で考えて、下から選び、記入しなさい。

- ・問1のように賃金や労働時間など労働条件の最低基準を決めた法律を【1】という。
- ・賃金とは給料、アルバイト代などをいう。これ以下の賃金にしてはダメよという賃金を最低賃金という。最低賃金には都道府県によって最低賃金がちがう【2】最低賃金と自動車小売業や各種商品小売業など産業によって最低賃金がちがう特定（産業別）最低賃金とがある。
- ・地域別最低賃金について、兵庫県では令和元年（2019年）10月1日から、時給で【3】となり、正社員、派遣社員、アルバイトなど関係なく、兵庫県内の事業場で働くすべての労働者に使われる。
- ・残業（時間外労働という）した場合、いくら賃金が上がる。これを【4】という。
- ・残業の場合、割増賃金は25%以上（電卓で計算するときは1.25と入力し計算すると早い）
- ・労働時間は1日【5】、1週間40時間が原則（これにより、週休2日制となった。）
- ・休憩時間は6時間をこえる場合は【6】、8時間をこえる場合は60分与えなければならない。
- ・休日は1週間に【7】または、4週間に4日与えなければならない。（日曜日とは限らない）
- ・年次有給休暇は休んでも賃金が出る休暇の事で6ヶ月以上、継続勤務し、8割以上出勤すると【8】与えられる。アルバイトやパートの人は働いている日数に応じて、年次有給休暇が与えられる。
- （6）【9】の深夜労働は禁止されている。
- （7）解雇は30日前に予告または30日分の【10】を支払う。

10日、地域別、50%、割増賃金、899円、8時間、45分、1日、18才未満、労働基準法、平均賃金

問3、《解答》をみて問1、問2の答えに○×を色ペンでつけなさい。×なら正しい答えを色ペンで書きなさい。

《解答》問1、①違反 ②全額 ③給料 ④残業代 ⑤請求する権利

問2、1、労働基準法 2、地域別 3、899円 4、割増賃金 5、8時間 6、45分 7、1日
8、10日 9、18才未満 10、平均賃金

問4、次の問題をやってみよう。答えは自分で考える。

- ・M君は1時間残業をしました。時給899円とすれば残業代も含めたアルバイト料はいくらですか？
電卓で計算してみよう。 $899円 \times 1時間 \times 1.25 = 【 \quad \quad \quad 円 】$

- ・週2日コンビニでアルバイトをしているZさんはバイトをはじめてから6か月がたった。Zさんには何日の年次有給休暇があるか。
表から選び、答えなさい。 【 日 】

- ・労働基準法に企業が違反していないかを監視する機関を答えなさい。

【資料3】年次有給休暇の付与日数(過所定労働時間が30時間未満の労働者)									
過所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数							
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上	
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	